



製造業における

特定技能外国人材の

受入れについて



1. 特定技能外国人材制度

(素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野)の概要

2. 特定技能外国人として就労するまでの流れ

3. 製造分野特定技能1号評価試験について

4. 問い合わせ窓口について

1. 特定技能外国人材制度 (素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野) の概要

分野	外国人材の基準の確認		その他重要事項		
	技能試験	日本語試験	特定技能外国人が 従事できる業務区分	受入れ機関等へ 特に課す条件等	雇用形態
素形材・産業機械・電気電子情報 関連製造業分野	製造分野 特定技能1号 評価試験	(以下、いずれか) ①国際交流基金日本語基礎テスト ②日本語能力試験 (N 4以上) ③そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの	①機械金属加工 ②電気・電子機器組立て ③金属表面処理 全3区分	「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」に参加し、情報の把握・分析等に協力すること等	直接

技能実習2号を良好に修了した者については、必要な技能と日本語能力の各水準を満たしているものとして、**技能試験及び日本語能力試験が免除**となります。

最新情報はポータルサイトよりご確認ください。

1-2. 製造業分野の特定技能外国人が従事できる業務区分 (1/3)

【機械金属加工】

◇業種の定義

指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事

◇対象となる職種

鋳造		鍛造		ダイカスト		機械加工		金属プレス加工	
鉄工		工場板金		仕上げ		機械検査		機械保全	
電気機器組立て		プラスチック成型		塗装		溶接		工業包装	

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（令和4年8月30日閣議決定）」から抜粋

1-2. 製造業分野の特定技能外国人が従事できる業務区分 (2/3)

【電気電子機器組立て】

◇業種の定義

指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事

◇対象となる職種

機械加工 	仕上げ 	機械検査 	機械保全 	電子機器組立て 
電気機器組立て 	プリント配線板製造 	プラスチック成型 	工業包装 	

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（令和4年8月30日閣議決定）」から抜粋

1-2. 製造業分野の特定技能外国人が従事できる業務区分 (3/3)

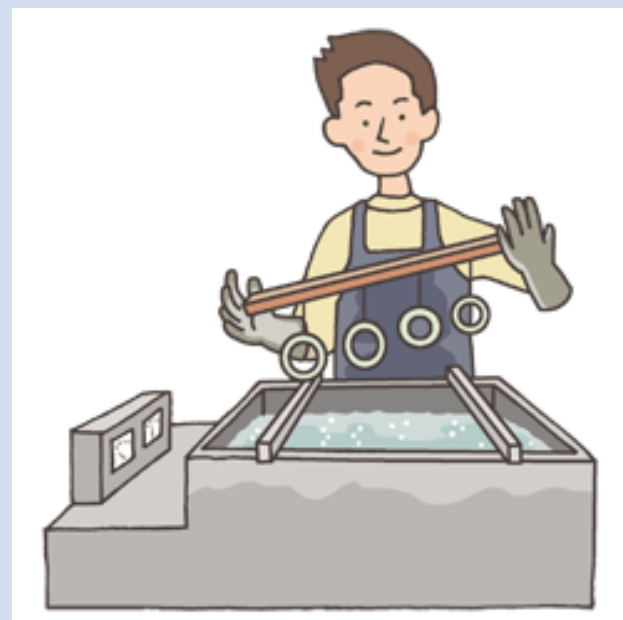
【金属表面処理】

◇業種の定義

指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、表面処理等の作業に従事

◇対象となる職種

めっき



アルミニウム
陽極酸化処理



(参考) 製造業分野における受入れ可能な事業所の日本標準産業分類

2194	鋳型製造業（中子を含む）
225	鉄素形材製造業
235	非鉄金属素形材製造業
2424	作業工具製造業
2431	配管工事用附属品製造業 （バルブ、コックを除く）
245	金属素形材製品製造業
2465	金属熱処理業
2534	工業窯炉製造業
2592	弁・同附属品製造業
2651	鋳造装置製造業
2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業
2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
2929	その他の産業用電気機械器具製造業 （車両用、船舶用を含む）
3295	工業用模型製造業

2422	機械刃物製造業
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
25	はん用機械器具製造業（ただし、2591消火器具・消火装置製造業及び素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）
26	生産用機械器具製造業 （ただし、素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）
270	管理、補助的経済活動を行う事業所 （27業務用機械器具製造業）
271	事務用機械器具製造業
272	サービス用・娯楽用機械器具製造業
273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
275	光学機械器具・レンズ製造業

28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業 （ただし、2922 内燃機関電装品製造業及び素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）
30	情報通信機械器具製造業

(参考1) 特定技能外国人受入れに関する運用要領及び特定分野に係る要領別冊（告示に関するガイドライン）（法務省）

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00201.html

(参考2) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）（大分類 E 製造業）（総務省）

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html#e

1. 特定技能外国人材制度

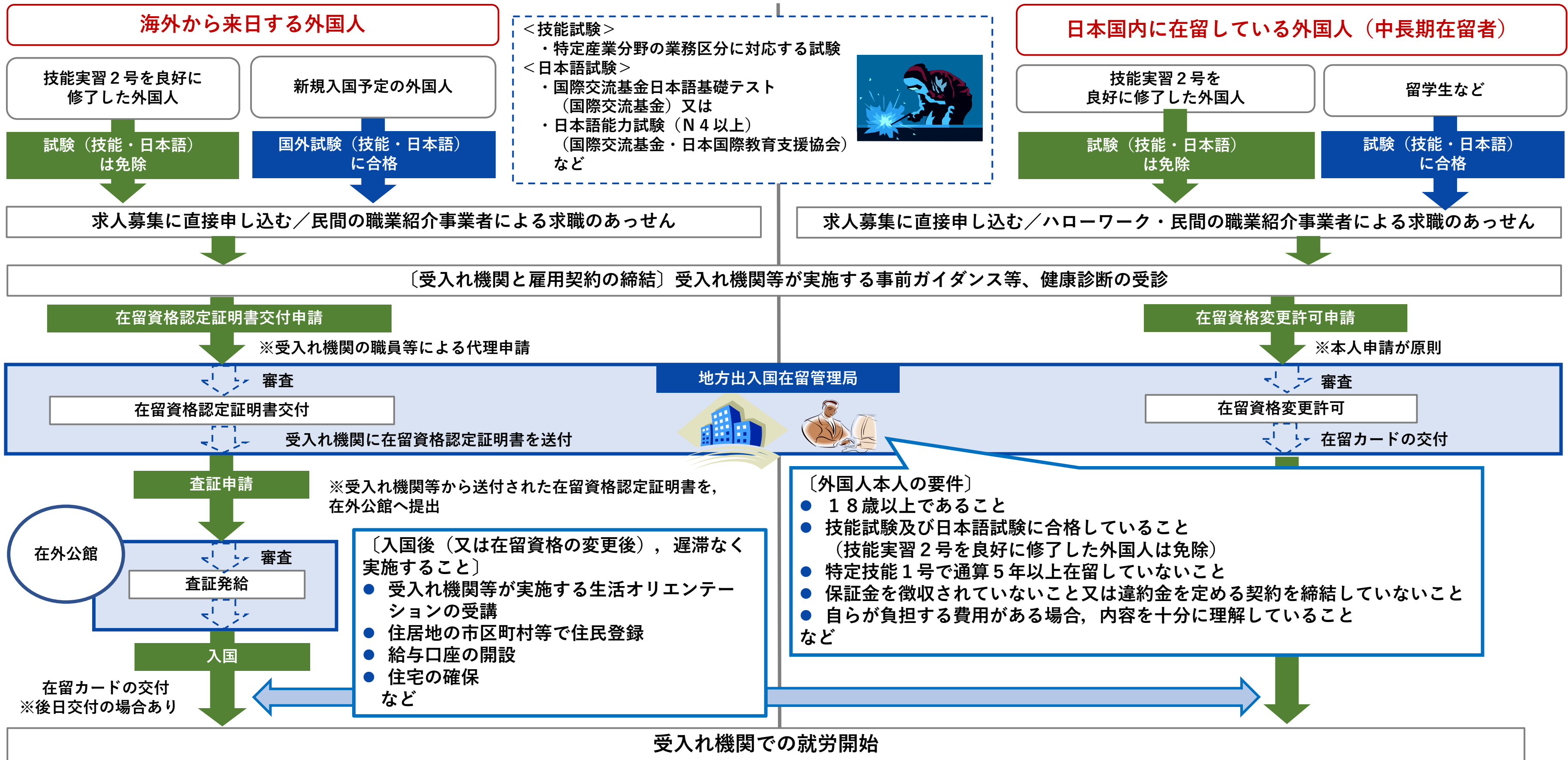
(素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野)の概要

2. 特定技能外国人として就労するまでの流れ

3. 製造分野特定技能1号評価試験について

4. 問い合わせ窓口について

2. 特定技能外国人として就労するまでの流れ



1. 特定技能外国人材制度

(素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野)の概要

2. 特定技能外国人として就労するまでの流れ

3. 製造分野特定技能1号評価試験について

4. 問い合わせ窓口について


3. 製造分野特定技能1号評価試験の概要

2022年10月時点において、製造分野特定技能1号評価試験は、以下の通り実施しております。(1/2)

試験区分	<ul style="list-style-type: none">● 18業務区分（溶接以外） 鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、工業包装	<ul style="list-style-type: none">● 溶接
試験日時・会場	<ul style="list-style-type: none">● ポータルサイトにて、試験日時・場所が確定し次第、更新 https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination_index.html	
試験時間	<ul style="list-style-type: none">● 学科 60 分、実技 60 分	<ul style="list-style-type: none">● 学科 60 分、実技 60～90 分
定員	<ul style="list-style-type: none">● 各試験区分について、各受験会場20名	<ul style="list-style-type: none">● 各受験会場20名
試験の実施方式	<ul style="list-style-type: none">● ペーパー試験 or CBT試験 (学科、実技ともに)	<ul style="list-style-type: none">● ペーパー試験 or CBT試験（学科）● 製作等作業試験（実技）
合否の基準	<ul style="list-style-type: none">● 学科試験：正答率65%以上● 実技試験：正答率60%以上	<ul style="list-style-type: none">● 学科試験：正答率65%以上● 実技試験：手溶接作業はJIS Z 3801、半自動溶接作業はJIS Z 3841にもとづいて判定

3. 製造分野特定技能1号評価試験の概要

2022年10月時点において、製造分野特定技能1号評価試験は、以下の通り実施しております。(2/2)

言語	<ul style="list-style-type: none">● 現地語
試験水準	<ul style="list-style-type: none">● 特定技能1号の試験免除となる技能実習2号修了者が受験する 技能検定3級試験程度を基準とする  <p>* ポータルサイト (https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination.html) にサンプル問題も掲載しています</p>
受験資格	<ul style="list-style-type: none">● 原則として、試験日当日において、満17歳以上の外国人とし、 試験に合格した場合に日本国内で就業する意思のある者とする
申込	<ul style="list-style-type: none">● ポータルサイト (https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination_index.html) にて、 試験が確定次第、申込開始
受験料・ 合格証明書発行手数料	<p><u>溶接含む全業務区分</u></p> <ul style="list-style-type: none">● 受験料：* 日本円で2,000円程度（支払いは現地通貨） <p>* 当面の間は、合格証明書発行手数料は徴収いたしません。</p>
合否の通知方法	<ul style="list-style-type: none">● 試験実施機関から、試験後3ヶ月以内に、受験者全員に結果を通知

3. 製造分野特定技能1号評価試験の試験内容（学科試験）

問題文の内容が正しい（○）、間違い（×）を選ぶ問題です。

他の業務区分についても、下記ポータルサイトでサンプル問題を掲載しています。

(https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination.html)



学科試験イメージ

もんだい 問題1 かず すんぼうひょうじ 下図の寸法表示（⇔）は配線パターンはいせんの間隔かんかくを示している。

せいとう 正答 ×

プリント配線板製造部門 サンプル問題

もんだい 問題1 つぎ しめ はだ かんそう はや とりょう しょう 次に示すゆず肌ゆずは、乾燥かんそうの速はやい塗料とりょうほど生じやすい。

せいとう 正答 ○

塗装部門 サンプル問題

3. 製造分野特定技能1号評価試験の試験内容（実技試験）

- 溶接を除く18業務区分は、実際の材料や作業に関連する内容を読んで、正しい答えを選ぶ試験です。
- 溶接は、試験官の指示に沿って、作業を行う試験となります。

溶接を除く18業務区分の実技試験イメージ

問題2 木材を切断する際、電動丸ノコを安全に使用する姿勢として正しいものを、選択肢A～Dの中から選びなさい。

2

選択肢

A. 
丸ノコは身体の正面に持って作業をする。

B. 
丸ノコの電源コードは袂切断を防ぐために肩に担いで作業をする。

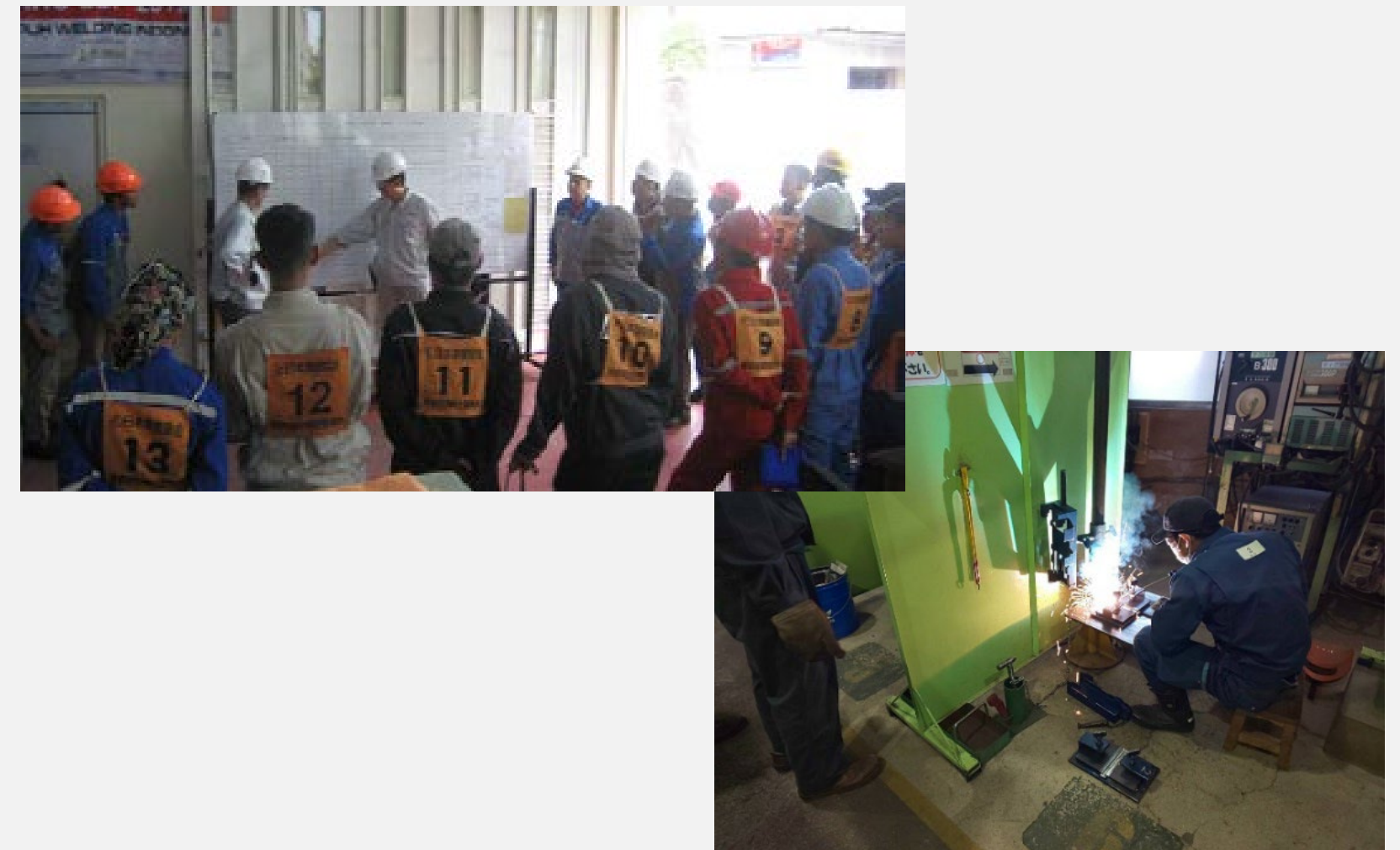
C. 
切断する木材はしっかりと押えるために身体の正面で押さえる。

D. 
丸ノコのベースプレートは木材に触れさせないために丸ノコは両手で持って作業をする。

正答 B

工業包装部門 サンプル問題

溶接区分の実技試験イメージ





溶接部門 作業試験の様子

(参考) 日本語試験について

日本語試験については、以下より、別途受験してください。

ただし、技能実習2号を良好に修了している場合は、日本語試験は免除されます。

日本語水準	● ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力
試験 (右記いずれか)	<p>① <u>国際交流基金 日本語基礎テストの合格</u> https://www.jpf.go.jp/jft-basic/index.html </p> <p>② <u>日本語能力試験 N4以上の取得</u> https://www.jlpt.jp/ </p> <p>③ <u>そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの</u> 日本語教育の参照枠</p> <p>※ 上記以外の日本語能力を測る試験に合格していても、 特定技能外国人材制度が求める日本語能力の証明には利用できません。</p>
免除される場合	● ただし、製造業分野やそれ以外の職種・作業で、技能実習2号を良好に修了している場合は、日本語試験は免除されます。

1. 特定技能外国人材制度

(素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野)の概要

2. 特定技能外国人として就労するまでの流れ

3. 製造分野特定技能1号評価試験について

4. 問い合わせ窓口について



製造業特定技能外国人相談窓口

コールセンター



☎ 電話 : 03-6838-0058

050-2018-6773 (日本語以外の言語対応ご希望の方)

✉ メール : seizou_tokuteiginou@injestar.co.jp

日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語及びタイ語に対応

💻 ポータルサイト <https://www.sswm.go.jp/>





経済産業省